

タイ産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和 62 年 2 月 20 日付け 62 農蚕第 842 号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
4 <u>蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査</u> 植物防疫官は、<u>告示 4 の蒸熱処理施設、告示 6 の（２）のこん包場所及び告示 7 の保管場所について、それぞれ 1、2 の（２）及び 3 の（１）の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、１年に 1 回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。</u> 5 <u>消毒及び検査の実施の確認</u> （１）<u>消毒の実施の確認</u> 植物防疫官は、<u>告示 5 の消毒の実施の確認について、次により、原則として、１年に 1 回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示 4 の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア・イ（略） （２）<u>検査の実施の確認</u> 植物防疫官は、<u>告示 5 の検査の実施の確認について、次により、原則として、１年に 1 回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示 3 の（１）の検査の実施記録により、検査が的確に行われていることを、確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア <u>生果実のこん包数の 5 パーセント以上がタイ植物防疫機関によって検査されたことを確認すること。</u> イ <u>検査の結果、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがなかったことを確認すること。</u>	4 <u>こん包場所及び保管場所の事前確認</u> 植物防疫官は、告示 6 の（２）のこん包場所及び告示 7 の保管場所について、それぞれ 2 の（２）及び 3 の（１）の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認及び当該保管場所の指定のための調査（以下「確認等」という。）がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、<u>使用期間中においても随時タイ植物防疫機関に確認等を求め、その結果を確認することができるものとする。</u> 5 <u>消毒及び検査の実施確認</u> （１）<u>消毒の実施の確認</u> 告示 5 の消毒の実施の確認は、<u>次に掲げる確認がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u> ア・イ（略） （２）<u>検査の実施の確認</u> ア <u>告示 5 の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の 5 パーセント以上について、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことの確認がタイ植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u>

6 輸出の停止 <u>(1) タイ植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群及びウリミバエを発見した場合、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、ミカンコミバエ種群及びウリミバエが付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。</u> <u>(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断した場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。</u> 7 植物検疫証票 告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。 Phytosanitary Certificate Label For MANGO Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfestation _____ Certified by _____ (Thai inspector)	<u>イ アの確認の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合は、タイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策が講じられるまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。</u> 6 植物検疫証明書 <u>植物防疫官は、5の(1)により消毒が完全に行われたこと及び5の(2)のアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。</u> 7 植物検疫証票 告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとされている。 Phytosanitary Certificate Label For MANGO Master Certificate No. _____ Package No. _____ Date of Disinfestation _____ Certified by _____ (Thai inspector) <u>Verified* by _____ (Japanese inspector)</u> <u>*植物検疫証票の在庫がなくなるまでの間、この部分については Certified も可とする。</u>
--	--

8 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、<u>次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示7の保管場所での保管状況の確認の記録により、保管が適切に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該保管状況について、実地で確認するものとする。</u> ア～エ (略) (2) (略) 10 輸入検査 (1)・(2) (略) (3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (4)・(5) (略)	8 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、<u>次の事項につき原則として1ヶ月に1回以上、タイ植物防疫機関が行うものとされている確認が適切に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、随時タイ植物防疫機関に当該確認を求め、その結果を確認することができるものとする。</u> ア～エ (略) (2) (略) 10 輸入検査 (1)・(2) (略) (3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、<u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合</u>、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実を所有又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (4)・(5) (略)
---	---